



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto.pat.jp/

2018 NOVEMBER / 211号

★ 平成 30 年著作権法一部改正 ★

2018年(平成30年)5月18日、著作権法の一部を改正する法律案が国会で成立しました。下記改正項目の②を除き、2019年(平成31年)1月1日から施行されます。

改正項目は、以下の4つです。

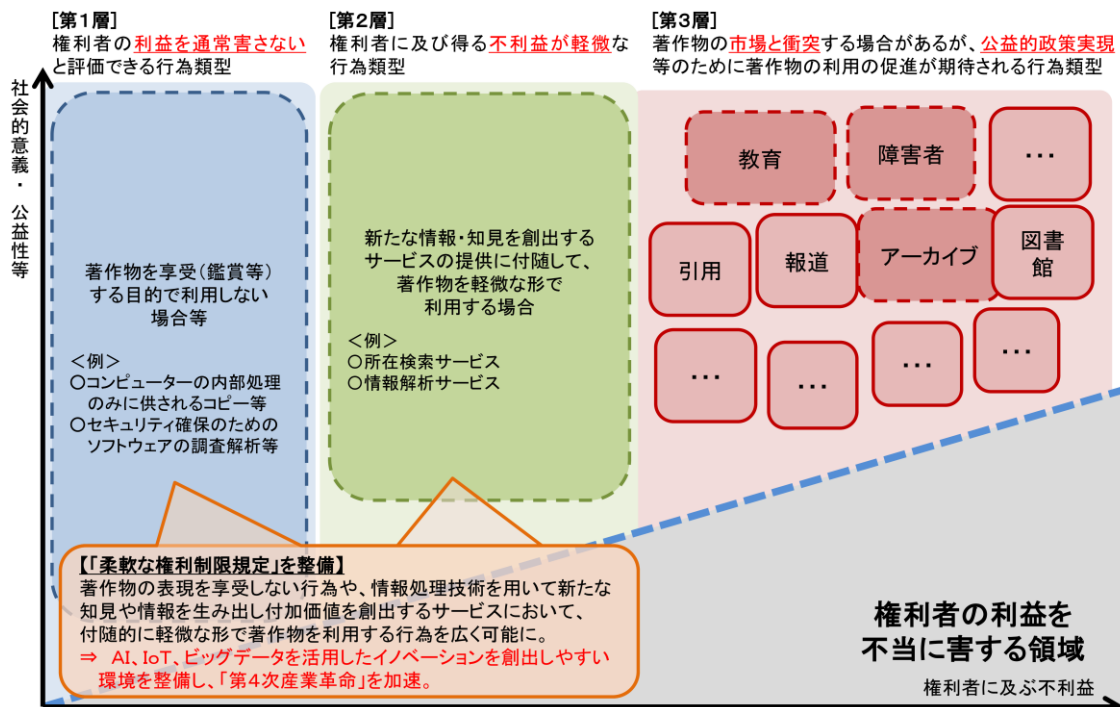
- ①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備(著作権法30条の4、47条の4及び5等)
- ②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(著作権法35条等)
- ③障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(著作権法37条等)
- ④アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(著作権法31条、47条、67条等)

今月号では、影響が大きい上記①の項目を簡単にご説明します。

項目①はフェアユース規定であるといわれています。フェアユース規定というのは米国で採用されている柔軟な権利制限規定であって、著作権者の許諾なく著作物を利用した場合であっても、それが公正な利用(fair use)であれば、著作権侵害には当たらないとする総括的な規定を意味します。この規定については岡本特許ニュース第187号でそのメリット・デメリットを述べています。

昨今、IoT、ビッグデータ、AIなどが活用されて、大量の情報が蓄積・解析されていますが、その情報の中には著作物も当然に含まれます。現在の日本著作権法にはフェアユース規定はなく、利用の目的や場面ごとに個別具体的な要件を定めた権利制限規定をおく形式であるため、著作権法の条文上で明記されていない限りは違法となってしまうおそれがあります。しかし、それでは技術革新による新たな著作物の利用ニーズへの対応ができないという批判が根強くありました。

今回の改正では、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて利用行為を3つの「層」(下記表参照)に分類し、そのうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」と「第2層」について、柔軟性のある権利制限規定が設けられました。(出典:著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料)



(裏面続く)

○第1層関係の改正法（紙面の都合で条文を簡略化しています）

改正著作権法 30 条の 4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)の要旨

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術開発又は実用化のための試験への利用
- 二 情報解析への利用
- 三 前二号のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく、電子計算機の情報処理の過程その他の利用に供する場合

改正著作権法 47 条の 4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)の要旨

電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随して利用することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 電子計算機におけるキャッシュのための利用
- 二 自動公衆送信の遅滞・障害防止のための利用
- 三 情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

2 電子計算機における利用に供される著作物は、次の場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 機器の保守・修理のために他の記録媒体に一時的に記録する等の場合
- 二 機器の交換のために他の記録媒体に一時的に記録する等の場合
- 三 レンタルサーバー業者等がデータの滅失・毀損に備えバックアップのために記録する場合

○第2層関係の改正法（紙面の都合で条文を簡略化しています）

改正著作権法 47 条の 5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)の要旨

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（政令で定める基準に従うものに限る）は、次の各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（利用に供させる部分の占める割合、量、表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。）を行うことができる。ただし、著作権を侵害するものであることを知りながら当該軽微利用を行う場合その他著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 検索情報の特定・所在検索サービス
- 二 情報解析サービス
- 三 前二号のほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、結果を提供する行為であって、国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの